

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法

4.1 武豊町都市計画マスタープランにおける当該施設の位置づけ

武豊町都市計画マスタープラン(平成17年策定 目標年次平成32年)においては、ごみ処理施設に関して、以下のような方針が掲げられている。

「その他都市施設の整備方針 環境衛生施設」

- ごみ排出量の増加やごみの質の多様化、資源のリサイクル化等に対処するため、関係機関と連携し、常滑武豊衛生組合における施設整備、現有施設の適正管理・運用を図るとともに、広域的な処理施設について検討します。
- 一般廃棄物最終処分場の適正管理に努めるとともに、新たな広域処分場の確保をめざします。

したがって当該施設は、武豊町都市計画マスタープランの位置づけに基づいた施設である。

4.2 構想段階評価の対象となる候補地について

構想段階評価は、事業の位置、規模が決定していることから、建造物等の構造、配置について、武豊町字一号地地内の約5.0haについて行う。なお、評価項目によっては、前掲P11～13に示す複数案について比較するものとする。

表 4.2-1 複数案の内容

案	煙突の高さ	施設の配置
A案	59m	東寄り
B案	59m	西寄り
C案	80m	東寄り
D案	80m	西寄り

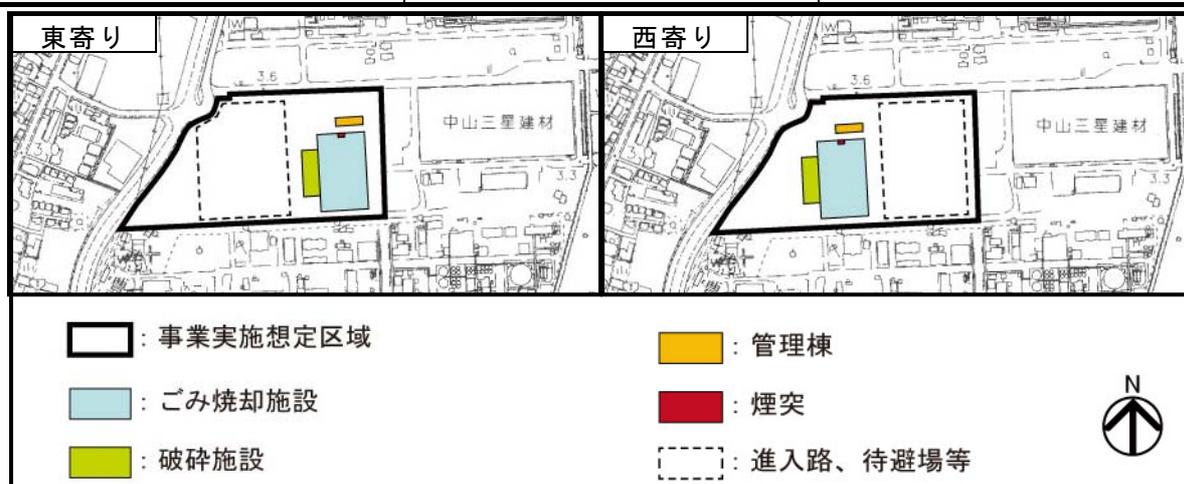


図 4.2-1 計画施設の配置計画案

4.3 都市施設・ごみ処理施設(一般廃棄処理施設)の評価分野

都市計画運用指針においては、都市施設の都市計画の構想段階の評価分野等について、以下のように示されている。

【評価分野・評価項目】

① 基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

② 都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

ここでは、「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」の5つの評価分野について評価するものとする。ただし、評価の項目によっては、各評価分野で重複するものもある。

4.4 評価項目の設定

(1) 都市計画の一体性・総合性の確保

都市計画運用指針では、「都市計画の一体性・総合性の確保」については、以下のよう
に示されている。

都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮しうよう総合的に決められることが必要である。

ここでは、上記下線部から以下のような評価項目を設定し、その評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
農林漁業との健全な調和	事業実施想定区域は市街化区域であり、周辺は都市的土地利用がされていることから、当評価項目は設定しない。
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	事業実施想定区域での土地利用が、周辺での居住環境や都市活動に影響を与えることがないか、現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価する。
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価する。

(2) 自然的環境の整備又は保全

都市計画運用指針では、自然的環境の整備又は保全の意義については、以下のよう
に示されている。

近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識
の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要
が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた
自然的環境の復元を含む。）又は保全に配慮し、必要なものを公園等の都市施設又は緑
地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等の地域地区として決定していくことが重
要である。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等につ
いて掲げているものである。当該施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、
当該施設の性格上、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性は高い。

以上を踏まえ、ここでは以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目		評価の方法
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	・大気質 硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	「計画段階環境配慮書」の評価 項目、評価方法による
人と自然との豊かな触れ 合いの確保	・景観 景観資源及び主 要な眺望点並びに 主要な眺望景観	

なお、「計画段階配慮事項の選定及びその理由」「評価方法」については、後述参考
資料及び「計画段階環境配慮書」を参照のこと。

(3) 円滑な都市活動の確保

都市施設であるごみ処理施設(一般廃棄処理施設)は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地により、住民の都市活動への影響として、周辺土地利用や周辺交通への影響は評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
周辺土地利用や周辺交通への影響	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果を再掲する。

(4) 良好な都市環境の保持

都市施設であるごみ処理施設(一般廃棄処理施設)は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものである。一方で、当該ごみ処理施設の立地による周辺の都市環境への影響には配慮する必要がある、都市環境に係る敷地内の緩衝機能について評価する必要がある。

以上を踏まえ、ここでは、以下のような評価項目、評価の方法を設定する。

評価項目	評価の方法
敷地内緑地の確保	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価する。

(5) 適切な規模及び必要な位置への配置

当該施設が適切な規模であり、必要な位置に配置されているかを評価するためには、需要や経済性の観点から適切な規模であるか、都市計画の総合的な視点から適切な位置であるかを評価する必要がある。ここで、経済性の観点については、単純に事業コストだけでなく、既存施設の撤去、用地買収による事業期間長期化のリスクも合わせて評価する。

以上を踏まえ、当該施設の「適切な規模及び必要な位置への配置」については、以下のような評価項目及び評価の考え方を設定する。

評価項目	評価の方法
需要に応じた適切な規模	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、必要な処理能力を有する適切な規模であるかどうかを評価する。
事業コストの適正	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、事業コストの違いを比較評価する。
事業期間長期化リスク	事業実施想定区域内の2つの施設配置案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価する。
都市計画の観点からの位置の適正	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果を再掲する。

参考－「計画段階配慮事項の選定及びその理由」

表 4.4-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分	影響要因の区分		土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用				
			地形改変並びに工作物等の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏えい
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		○				
		窒素酸化物		○				
		浮遊粒子状物質		○				
		粉じん等						
		有害物質等			○			
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音						
		施設からの騒音						
		道路交通騒音						
		低周波音						
	振動	建設作業等振動						
		施設からの振動						
		道路交通振動						
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数						
	水質	水の汚れ(BOD等)						
		水の濁り(浮遊物質量)						
		富栄養化						
		有害物質等						
	地形及び地質	重要な地形及び地質						
	地盤・土壌	土壌環境						
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況						
地下水質								
日照障害								
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地						
	植物	重要な種及び群落						
	生態系	地域を特徴付ける生態系						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況							
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物						
		残土その他の副産物						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等						

注1)○：計画段階配慮事項として選定したものを示す。

2)網掛けは、「環境影響評価指針」の別表第1の参考項目を示す。

表 4.4-2 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分	計画段階配慮事項の選定理由
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	ごみ焼却施設の稼働に伴い、煙突から排出される排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質等により、周辺環境への影響が重大となるおそれがあると考えられることから、計画段階配慮事項に選定する。
景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに工作物等の存在	近隣には不特定多数の人が利用する施設が存在するため、計画施設の出現により、景観に変化が生じ、周辺への影響が重大となるおそれがあると考えられることから、計画段階配慮事項に選定する。